

NO！リベンジポルノ



長野県警察

平成26年11月27日施行

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

新法の制定

近時、いわゆる「リベンジポルノ画像」などの性的画像をその撮影対象者の同意なく、とりわけインターネット上に公表され、被害者が長期にわたり精神的苦痛を多数生じていることなど、そうした被害を防ぐため、加害者に最高で懲役3年を科することを柱とした新法

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律が制定されました。

私の裸の画像

ネット上に流出



元彼しか持っていない



罰則

公表罪

撮影対象者が特定される方法で、性的画像を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

公表目的提供罪

上記の行為をさせる目的で、性的画像を提供した者
Ex. LINE等によって拡散目的で特定少数者に提供

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

被害にあわないために



元交際相手等に送った裸の画像等が自分の知らない間に公表される場合があります。下着姿や裸等は絶対に「撮らない」、「撮らせない」を徹底してください。

問合せ先 長野県警察本部生活安全部子供・女性安全対策課 026-233-0110